

令和 6 年度 子どもの進路選択支援事業 取組事例

令和 7 年 6 月 25 日

厚生労働省 社会・援護局保護課
保護事業室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

趣旨

本事例集は、令和 6 年 10 月から制度化された「子どもの進路選択支援事業」について、令和 6 年度に事業実施した自治体の協力を得て、事業概要及び具体的な支援事例についてとりまとめ、事例を共有することにより、より多くの自治体で本事業が実施されることを目的としてとりまとめたものです。

令和 6 年度事業実施自治体

- | | |
|----------|------------|
| 1. 盛岡市 | 8. 神奈川県平塚市 |
| 2. 前橋市 | 9. 神奈川県大和市 |
| 3. 埼玉県 | 10. 大阪市 |
| 4. 越谷市 | 11. 奈良県 |
| 5. 埼玉県蕨市 | 12. 福岡市 |
| 6. 八王子市 | 13. 久留米市 |
| 7. 神奈川県 | 14. 熊本県 |

1. 盛岡市①

盛岡市 就学相談支援事業

【実施方法】

直営により実施。

【支援体制】

盛岡市福祉事務所（生活福祉第一課）に「就学支援相談員」4名を配置。

* 就学支援相談員は、教員免許取得者又は社会福祉士、精神保健福祉士その他の福祉関係の資格を有し、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

主に生活保護世帯の中学生・高校生（令和6年度対象（事業参加同意）者181人）及びその保護者。

【支援内容等】

高校等への進学、中退の防止、不登校、引きこもり、就学資金その他の進路相談、生活相談等の支援を担当ケースワーカーと連携しながら、次により行う。

○ 支援内容

世帯の学習・生活環境の課題を踏まえつつ、電話（令和6年度実績は延べ1,478回で、対象者1人当たり年間5～12回程度（世帯からの相談内容によっては、年間数十回と頻度が上がることもある。））、来所面談（6年度実績は延べ522回で、対象者1人当たり年間3回程度（来所の頻度、進路選択の状況によって、多いときには、年間15回程度となる対象者もいること。））、家庭訪問（6年度実績は延べ115回で、対象者1人当たり年1回程度（世帯への支援内容等により頻度が変わること。））、社協その他の他機関との連携（6年度実績は延べ467回で、対象者1人当たり年2、3回程度の連携）等により、次の支援を行う。

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）を踏まえた進路選択の相談、奨学金等の情報提供、助言
- 学習支援事業の情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 世帯に応じた支援策のリストアップ、志望校の受験時期ごとの資金調達方法の提案、助言
- 必要となる資金を明確にし、借入れについては、返済計画まで具体的に作成
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請、借入必要額の試算までの支援 など

○ 主なスケジュール

4月：進路希望調査、7月：家庭訪問（夏休み期間中の一斉訪問）、11月～：受験に係る進学・資金相談

【連携先】

学習会（「学びの広場TOMO」）（学習支援事業（生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業））

2

1. 盛岡市②

具体的な支援事例 1

<概要>

●生活保護を受給する母子世帯の長女

●長女は、「うちはお金がない」と母に言われ続け、高校卒業後の進路選択の自由はないと諦め

●弟妹4人の世話をしなければならぬと家を出ることを諦め、自分の夢を語ることができない状況から、母との関係性が悪化

●就学支援相談員が長女から「保育士になりたい、家を出たい」という本当の気持ちを聴取し、進学に向けた具体的な資金計画を提示し、各種手をサポート

●長女と母それぞれに必要な説明をしながら支援し、長女や弟妹の進路選択を尊重



・弟妹の世話・家事をしてきた長女本人から「保育士になりたい、家を出たい」との進路希望を聴き取り
・母への不慣れがあり、親子で話し合うことが難しいとの訴え（母は、金銭的に進学は無理と考えていた）

・弟妹の世話は一人で背負うことではないのではと助言（こども家庭センターと情報共有し、連携支援）
・学費と納入時期を整理し、どの時期に、どの程度のお金が必要か、親子それぞれ別々に説明し、高校側にも説明することで資金調達が可能であると三者が理解
・各種貸付制度（奨学金、社協の教育支援金、保育士修学資金）について、情報提供、長期的な返済計画と一緒に作成
・高校と情報共有し、連携支援

・各種貸付制度の申請書類作成、借入額の試算、申請時の同行などをサポート
・アルバイト収入の一部を、奨学金等の費用として収入認定除外する取扱いを、ケースワーカーとともに親子それぞれに説明し、長女に弟妹の世話や家事の時間でアルバイトをするよう勧奨

・長女は、専門学校に合格し、その後、保育士資格を取得し、単身生活を開始
・弟妹のケアが滞ることのないよう、こども家庭センターと連携強化
・長女が良いモデルとなり、弟妹も進路を自らの意思で自由に選択できた

具体的な支援事例 2

<概要>

●生活保護を受給する世帯の中学生の長男

●長男は、不登校でほぼ引きこもりの生活を送っており、保護者も本人も学校との接触を拒否

●現状では高校進学は無理であろうとの周囲の思い込み

●就学支援相談員が長男から「高校に行きたい」という本当の気持ちを聴取し、進学に向けた具体的な資金計画を提示し、各種手をサポート

●スクールソーシャルワーカーと連携し、学校と世帯とのつなぎ

●長男は、通信制高校に合格し、3年で卒業。弟も不登校だったが、高校へ進学

3

2. 前橋市①

前橋市 被保護者高等学校等進学支援プログラム事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

「就学支援員」1名を配置

* 支援員は、中学校等における校長等の実務経験及び教員資格を有する者（教員OB）

【支援対象】

- (1) まえはし学習支援事業に参加している中学一、二年生の生徒及びその保護者
- (2) 中学三年生の生徒及びその保護者
- (3) 高等学校等へ在籍する者及びその保護者
- (4) 高等学校等を中退した者及びその保護者

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問

- 進路希望先、学力、心身の状況及び家庭環境等の把握
- プログラムの同意を得た者が通学する中学校等と連携を図り、担任教諭等の協力を得ながら、学校の進路指導に合わせた相談、助言、指導を行う
- 高等学校等就学費の支給範囲及び限度額等について説明するとともに、各種奨学金の活用についての情報提供及び助言、指導を行う
- プログラムの同意を得た者が高等学校等へ進学後も中退の防止に向け、定期的に生活状況等の確認連絡等を行う
- 進学に関する全般的な情報提供を行う
- 高等学校等を中退したことが判明した場合には、福祉事務所の地区担当員等と連携し、参加者の就労等の自立に向けた適切な支援につなぐ

【連携先】

まえはし学習支援事業（子供の学習・生活支援事業）※中学生のみ

4

2. 前橋市②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する世帯の**中学3年生**
- **学校に通学ができておらず**、高等学校に進学が難しい可能性があった
- 就学支援員の持続的な家庭訪問、中学校などの教育機関と連携し、進学へとつなげる。



・中学3年生を迎えるまでに少しずつ学校に行かなくなり、学習状況もついていけない状況であった。



- ・就学支援員が地区担当員と同行訪問し、プログラム、学習支援事業参加の同意を得る
- ・**各種貸付制度**（奨学金、社協の教育支援金）の情報提供をし、進学先選定をサポート
- ・中学校に家庭の状況を情報提供し、学校で把握している状況についても提供を受け、連絡調整を行う



- ・**各種貸付制度申請、受験申込みに関する手続きの資料書類作成、申請時の同行**を行う
- ・学習支援事業の委託事業者から教室参加時の様子や進学に関する情報提供を受け、中学校へ提供
- ・進学先の通学方法などのサポート



高校に合格

合格後も、高校に関する悩み等があれば、今でも就学支援員に保護者や生徒から相談が来る。

5

3. 埼玉県

埼玉県 学習支援事業

【実施方法】

一般社団法人に委託し実施

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生保法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【支援体制】

委託先事業者の事務所に「学習支援員」2/3名を配置（子どもの学習・生活支援と按分調整）

* 支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

概ね小学3年生から高校生までの生活保護世帯・生活困窮世帯に対して訪問し、希望者が事業を利用

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(月1回～年数回程度)(家庭環境の深刻な世帯を重点的に訪問して支援)

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 進学に向けた奨学金や借入金の情報提供、学校説明会への同行支援
- 奨学金や借入金については、ケースワーカーとの調整を務めつつ申請書の作成から申請までの支援を行う

など

【連携先】

学習教室（子どもの学習・生活支援事業）、子ども食堂 など

4. 越谷市①

越谷市 子どもの学習・生活支援事業

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生保法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【実施方法】

一般社団法人に委託し実施

【支援体制】

越谷市域内に教室を1か所設置。子ども1～4人に対して、学習支援員等を1人以上を配置することとしている。

また、中学生及び高校生等については、八潮市・三郷市・吉川市で実施している子どもの学習支援事業の学習教室等の相互利用ができるような支援体制をとっている。

※支援員が有する資格について…教員免許、社会教育主事、社会福祉主事等

【支援対象】

被保護者及び保護申請者、生活困窮者等、事業に申し込みをした者。対象学年は、小学生、中学生及び高校生等（学び直しを含む）を対象としている。小学生については、3年生から6年生のうち、生活保護受給世帯及び生活保護廃止後も事業を継続して利用する者を対象としている。

【支援内容】

- ・家庭訪問は1対象者につき、年1回以上行う。（長期休暇期間については、特別教室を開催、必要に応じて家庭訪問を実施し、進学に特化した支援を行う。）
- ・家庭訪問による居宅支援（生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、子育てに悩む保護者への支援等）
- ・引きこもり、不登校、中退防止等のための支援（学校をはじめとした関係機関との連携、外出支援等）
- ・職業体験等子どもの就労意欲喚起
- ・進路選択に関する支援（高等学校、大学、専門学校等の入試情報・奨学金等の案内、文化祭・高校説明会・オープンキャンパスの同行等）
- ・児童の送迎（小学生教室に参加している子どもで、送迎が必要な児童に関して学習支援員等2名体制で送迎を実施） など

【連携先】

八潮市・三郷市・吉川市（子どもの学習・生活支援事業）、教育センター、学校、子ども食堂 など

8

4. 越谷市②

具体的な支援事例

<事例：不登校の状態から学習教室に参加し、高校入試に合格>

- ・生活保護を受給する母子世帯の子ども。中学1年生から不登校の状態となり、母が「学習の遅れをとりもどしてほしい」と学習教室の利用を希望し、教室利用の申し込みを行った。本人も「高校に進学したい」と意欲はあるも、教室に参加することには消極的で、初回面談以降、教室に参加することは1度もなかった。
- ・中学2年生になり、支援員の変更もあったため家庭訪問を実施。不登校の状態は続いていたので、定期的な家庭訪問を実施、趣味の話等をして、関係性を構築。本人から「学習教室に行けなかつた」と気持ちを聞くことができ、教室参加したい気持ちはあるも、不安を感じていることが分かった。まずは、支援員付き添いで学習教室に向かうこととし、本人より「他の生徒がいない時間がいい」と希望したため、個別にて対応を行った。通うことになれると一人で教室に来ることができるようになり、気持ちが不安定な時はその気持ちを話してくれるようになった。また、教室だけの学習だけでなく、家庭での自主学習も行っており、勉強する習慣が身についていった。
- ・中学3年生になると、他の生徒がいる時間帯の学習教室へも参加できるようになっていった。また、本人から「通信制の学校に行きたい」と志望校について話があり、受験勉強に励んでいた。教室だけでなく、自宅でも受験勉強を行って間違えた問題はしっかりと復習することができていた。公立の入試を受験し、不合格となってしまったが、欠員補充の試験を受けて、合格となった。

【支援の工夫】

- ・集団での教室参加に抵抗を示していたため、まずは教室の参加につながるよう個別対応を行った。それから、集団での教室に参加してもらうことで、集団への抵抗感軽減につながった。
- ・支援対象者との関係性の構築を行うことで、不安を感じていること等の気持ちを話してくれるようになった。

9

5. 埼玉県 蕨市

蕨市 学習支援事業

【実施方法】

一般社団法人に委託し実施

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生保法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【支援対象】

生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(毎日・毎週～年4回程度)(進路検討に重要な夏休みや受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

- 親子の状況確認(進路希望の状況、健康状態等)、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 世帯に応じた支援策のリストアップ、進学先の具体的なリストアップ
- 必要となる資金を明確にし、借入れについては、返済計画まで具体的に作成
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請まで支援を行う など

6. 東京都 八王子市①

八王子市 子どもの健全育成事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

「子どもの健全育成支援員」4名を配置

* 支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】

概ね小学4年生から高校3年生までの子育て世帯（生活保護世帯・生活困窮世帯等）に対して案内をし、希望者が事業を利用

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(毎週～年数回程度)(進路検討に重要な受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ
- 教育機関（中学校・高校等）と連携して、世帯に応じた支援策のリストアップ、進学先の具体的なリストアップ
- 高校進学後の学習・生活状況の確認を行い、高校の中途退学を予防する
- 奨学金や借入金については、申請書の作成から申請まで支援を行う など

【連携先】

業務委託先（学習支援教室（はち☆スタ）、訪問による学習及び生活支援（ういずはっち）、居場所及び学習支援（たべ塾））、教育機関（小学校、中学校、高校等）、児童相談所、こども家庭センター、医療機関 など

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生保法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

12

6. 東京都八王子市②

具体的な支援事例

<概要>

- 海外にルーツを持つ生活保護世帯の**中学校3年生の女子**
- 軽度の知的障害を持ち、中学校3年生の時点でほぼ不登校の状態、希死念慮があるため、「子どもの健全育成支援員」が介入



・母が日本語を理解できないため、母の困りごとや学校関係のことを、支援員が通訳を介してサポート



・こども家庭センターと連携し、子どものサポートを依頼し、協力して家庭への支援を実施
・医療機関と連携して、本人の気持ちが落ちこんだ際に入院し、精神的な立て直しを図った



・訪問による学習及び生活支援を提供し、登校支援と居場所支援を実施



・高校に進学、順調に登校できている
・就労、自立に向け、本人と母を引き続き支援

13

7. 神奈川県①

神奈川県

- 【支援体制】 ■ 1 事務所あたり 1 名配置（県内 6 事務所）。子どもの教育や児童福祉の専門知識や経験を有する者を各事務所に
おいて直接雇用
- 【支援の頻度】 ■ 世帯の支援の度合いにあわせて訪問（毎日・毎週～年 4 回程度）。特に、中高生の子どものいる世帯には夏休みに
奨学金の説明と具体的な進路選択の相談、受験期には体調や試験準備の状況確認等を集中的に行っている。
- 【支援対象】 ■ 概ね 0 歳から 20 歳までの子育て世帯に対して案内をし、希望者が事業を利用している。
- 【支援内容】 ■ 子や親の健康状態や生活状況、子どもの通学状況や進学意向などの確認・助言
■ 県独自に作成した奨学金等の案内資料を世帯に配布、学習支援事業、居場所づくり事業などの情報提供
- 【具体的事例】 ■ 子どもの高校進学時の進路選択の際、子どもが希望する高校と、子どもの学力の事を考えた母の希望する高校が
一致しなかった場合など、支援員が間に入り、学習状況や地域の進学先の実情を踏まえながら、子どもと母の進
路選択の意向のすりあわせを行い、希望する高校の見学や奨学金等の案内などを行いながら、子どもと母が納得
のできる進路先を探すことに努めた。この過程で子どもは無償の学習支援や居場所づくり事業にもつながり、子
どもの学力及び意欲が向上し母の不安も軽減したことで、子どもが希望する高校に進学することができた。

14

7. 神奈川県②

具体的な支援事例

<概要>

- 生活保護を受給する多子世帯の長男
- 「お金がない」ことを理由に進学をあきらめており、自分の「夢」を語ることは無かった
- 子ども支援員が「進学したい」という本当の気持ちを聞き取り、進学に向けた具体的な資金計画を提示、各種手続をサポート

 将来

兄弟の世話をしてきた長男
「保育士になりたい」との
明確な「夢」を聞き取り

・学力を踏まえた短大・専門学校をリストア
ップ、進学先と一緒に検討

・学費と納入時期を整理し、どの時期に、ど
の程度のお金が必要か、親子に説明

・各種貸付制度（奨学金、社協の教育支援金、
保育士修学資金）を情報提供、長期的な返済
計画と一緒に作成

 申請書

・各種貸付制度の申請書類作成、申
請時の同行などサポート

・アルバイト収入の一部を、入学金
等の費用として収入認定除外する
取扱いを親子に説明、長男にアル
バイトをするよう勧奨



長男は短大に合格
その後、保育士資格を取得
長男が良いモデルとなり、兄
弟も進学を希望、夢の実現に
向けて努力するように

15

8. 神奈川県 平塚市

平塚市 生活保護者自立支援事業

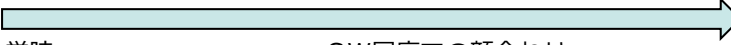
【実施方法】 直営

【支援体制】 平塚市福祉事務所に「子ども支援員」を2名配置（進路選択支援1名、学習支援1名）
※支援員は、社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者

【支援対象】 中学生、高校生（所属がない中高生年齢も含む）が所属する被保護世帯
※小学生以下であっても、母子家庭、不登校、障がい、虐待、保護者の精神疾患、DVケース等で支援が必要な場合は対象とする。

【支援方法】 家庭訪問、来所相談、電話相談

【支援内容】 子どもの希望や学力に応じた適切な進路相談を実施。家庭や学校と連携し、進学に係る費用等の情報提供や、不登校、中退予防の支援などに取り組み、教育環境の改善、向上につなげていく。
⇒日常生活支援（子どもや親が日常的な生活習慣を身につけるための支援）
⇒養育支援（引きこもりや不登校、育児不安に関する支援）
⇒就業支援（高校生や中途退学者に対する就労支援）
⇒その他（上記以外の子どもの健全育成に関する支援）

【支援の流れ】 **支援開始**  **支援終了**

・中学校入学時	CW同席での顔合わせ	・生活保護廃止時
・生活保護開始（新規・移管）	CWとの同行訪問	・ひとり暮らし開始時
・その他必要時	面談・電話相談	・就業時（同居での世帯分離中は継続）
	関係機関との情報共有 等	

【連携先】 市関係課（こども家庭課、健康課、障がい福祉課、各学校、子ども教育相談センター）、児童相談所、くらしサポート、若者サポートステーション、民生委員・児童委員 等

9. 神奈川県 大和市①

大和市 子どもの進路選択支援事業

【実施方法】

こども支援員を配置し実施

【支援体制】

大和市福祉事務所に「こども支援員」1名を配置

【支援対象】

こども（0歳から18歳に達した以後最初の3月31日に達するまで）の世帯員がいる被保護者世帯で本事業による支援を必要とする世帯を対象とする。

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問（毎月・毎週・2週に1回～）

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供。
- 学習支援事業や居場所づくり事業などの情報提供、希望を踏まえたつなぎ。
- 世帯に応じた支援策のリストアップ。
- 必要となる資金を明確にし、不足金を確認。
- 奨学金や借入金については、必要に応じて申請書の作成から申請まで支援を行う。
- 教育支援資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付を希望する場合は社会福祉協議会、こども総務課へ同行し、担当者との密な情報共有を行う。

【連携先】

大和市教育支援教室「まほろば教室」（教育委員会）、無料学習支援（NPO法人）

18

9. 神奈川県 大和市②

具体的な支援事例

【概要】

- 生活保護を受給する**多子世帯の二女**
- 進学希望はあるが、**金銭的な理由から迷いがあった。**
- 面談で大学へ進学したいという気持ちを聞き取り**、自立更生費の積立、奨学金等の説明を行った。



他課より面談同席の依頼があり、二女が進学したいという気持ちがあることを知る。
後に大学進学を希望しているという気持ちを二女から聞き取る。



- ・各種貸付制度（奨学金、社協の教育支援金、こども総務課の母子父子寡婦福祉資金）を情報提供。
- ・アルバイト収入の一部を、入学金等の費用として収入認定除外する取り扱いを二女に説明。二女にアルバイトするよう推奨。



- ・親子で生活支援課に在所してもらい、担当ケースワーカーからアルバイト収入の一部を、入学金等の費用として収入認定除外する取り扱いを説明。



進学したい大学を決めた後に、必要になる資金を明確にし、不足金を確認。



- ・アルバイト開始後は毎月の収入申告促進のため、電話連絡。
- ・長期休暇期間中に来所面談を行い、家庭内の状況把握、高校の学業成績、指定校推薦について聞き取り。



- ・高校1年次からアルバイトを開始していたことにより、社協の教育支援金、こども総務課の母子父子寡婦福祉資金は利用せず。
- ・アルバイト、学業を両立しながら第一希望の大学に指定校推薦にて進学。



アルバイトの継続、奨学金を活用しながら、現在も大学に在籍。



19

10. 大阪市①

大阪市 子ども自立アシスト事業

【実施方法】

NPO法人等に委託し実施

【支援体制】

市内を4つのエリア（北、西、東、南）に分け、各エリアごとに子ども自立主任支援員（1名以上）、子ども自立支援員（3名以上）を配置。

* 支援員は、臨床心理士や精神保健福祉士などの資格を有する者、又は、子どもに対する相談事業等で相談業務経験を有する者。

【支援対象】

- ・被保護者世帯で家庭環境等に課題があり、進学意欲や将来の就労意欲等が低い中学生の子どもがいる世帯で、特に中学3年生に対する支援が必要となる世帯。
- ・高校生世帯で、高校未就学者及び高校中退者等再就学相談支援等を必要とする者。

【支援内容】

不登校などの課題を抱える世帯への支援が多く、家庭訪問などアウトリーチ支援を特徴としている。

家庭訪問は6～12か月程度の期間に1日1時間程度、30～60回程度実施。

- ・世帯の課題に関するアセスメント

世帯の状況を確認しアセスメントを行ない、家庭全体の抱える問題について支援を行っていく。

- ・高校進学へむけた支援

進学にむけての状況確認、進学にかかる諸手続きの指導や情報提供を行う。

- ・他機関との連携による総合的支援

教育機関と連携し、不登校などの問題に解決にむけた個別面談を行う。

- ・定着支援

本事業を利用して高校等へ進学した者について必要に応じ定期面談を行う。

高校入学後、概ね1年以内の期間に1回1時間程度、月2回程度の面談を実施。

高校卒業後の進路についての情報提供や助言を行う。

【連携先】

中学校、子どもサポートネット、SSW、子育て支援室、学習塾など。

20

10. 大阪市②

具体的な支援事例

年齢・性別	14歳（中学3年生）女
世帯状況	生活保護世帯、3人世帯（母、本人、兄）
人物像	・コミュニケーションが苦手 ・母親と共依存 ・友人がいない
相談内容	親と子が共依存の関係の状況。それぞれ自立した関係となることと本人の高校進学を目的として支援を開始。中学校1年生の2学期に水泳の授業で体のことでからかわれ、それ以来、不登校となる。コミュニケーションが苦手で友人もいない。母子家庭で母親が精神疾患のため、多量の薬を飲んでおり、一人では立ち上がることができないことがあり、その世話を不登校となった娘本人がするようになり、買い物や病院などすべて親子で同行する生活となる。母親も娘を溺愛しており、母親とべったりの生活で親子依存の関係となっていた。
相談支援経過	学校に2年間、全く登校していない状況で、初めは家庭訪問しても本人に会うことを拒否されていた。母親は高校進学を希望しているが、本人は人に会うことを嫌がっていた為、高校進学も諦めかけていた。まずは本人と会うための方法を模索し、親と子の双方の自立を目的として支援を開始。家庭訪問では本人と会うことができなかったが、ケースワーカーが母親と本人が一緒にいるときに話しかけることができるようになった。その後、母親と一緒に面談に来ると本人も納得する。母親が同行する安心もあったため、徐々に話し始め、今から勉強すれば、高校に行けると励ますと真面目に学習にも取り組むようになった。母親も学習と一緒に楽しみ、和やかな空間になり、本人の笑顔が増える。面接の練習からは母と子を分け、分離の時間を増やしていった。
支援結果	親子同伴での面談を継続することで本人の緊張は取れ、休むことなく面談に来れるようになった。高校進学の意欲も出てきて、学習や面接練習を行い無事高校に合格できた。合格後は今までの親子の共依存を自立していくためにも自分で決める習慣を提案し、母親も一緒にいれない気持ちを抑えて、本人の高校進学を尊重し、応援することを覚悟できた。現在は高校に休むことなく友人もできて、クラブ活動にも入部。中学校でできなかった学校生活を楽しんでいる

21

11. 奈良県①

奈良県 子どもの「心と学び」サポート事業

【実施方法】

委託にて実施

【支援体制】

福祉事務所（中和福祉事務所・吉野福祉事務所）に「子ども学習支援員」1名（兼務）。

【支援対象】

小学生から高校生。必要とあれば、引きこもりの若者支援も実施。

【支援内容】

担当CWと同行、または単独にて、子どものいる保護受給世帯の訪問を定期的を実施。

- ◆ 定期訪問をする中で、世帯状況の確認。（健康状態・進路希望・登校状況・学校での様子等）
- ◆ 「はばたき教室」（学習支援兼居場所）を案内。学習習慣の定着・基礎学力の向上を図る。
- ◆ 中・高校生には可能な限り直接面談を行い、将来の自立に向け、希望に即した情報提供、修学支援制度等の制度説明を実施。
- ◆ 進路希望の高校・大学・専門学校から情報を得て、必要経費・納期、奨学金や貸付に関しても明確化。
- ◆ 保護者の悩みや困りごとを聞き取り、関連機関に繋げる等、改善対策を実施。

【連携先】

役場、学校、社会福祉協議会等

22

11. 奈良県②

具体的な支援事例

- 保護受給世帯。多子世帯の三女。兄姉は、高校卒業後、就労して自立。大学に行きたいとの思いはあったが、兄姉の背中を見て育ち、大学進学を諦めていた。関わる中で、繰り返し修学支援制度に関して説明。また、社会福祉協議会・教育支援資金を案内。希望すれば、進学が可能であることを伝え、春から大学進学を果たすことができた。
- 小学校高学年から、強迫性障害と診断され、不登校状態が継続。高校進学を機に、中3後半頃より面談が可能となる。少しずつ外に出る機会を持てるようになり、「はばたき教室」（広域型学習支援）と地元の学習会（地域型学習支援）に繋ぐ。2年程度を有したが、高卒認定試験の合格を得て、福祉系大学に進学。人のためになる仕事に就きたいと、社会福祉士を目指している。
- 外国籍の男性。学習面での遅れやコミュニケーション力の弱さから、小学校高学年で不登校に。定時制高校に進学するも、中退。自宅に引き籠もる日々。就労をしたいとの気持ちが出て来たことを機に、B型事業所に繋げ、先月より週3回の出勤をこなせるようになってきた。
- 中学校進学後、人間関係の躰きから不登校となる。「はばたき教室」を案内したところ、教室内で友人もでき、休まず参加できるようになってきた。今は私立女子高校3年生に在籍。進学後は、生活リズムも改善し、休まず登校。今は大学進学を希望し、自立支援を利用しアルバイトで費用を貯めている。
- 中学生の頃、暴力事件が起こったことを機に、不登校となる。通信制高校に進学。学習のサポートをするため、「はばたき教室」を案内。今はいろんなイベントにも参加できるようになり、前向きに学習に取り組めるようになってきた。
- 母子世帯。母が金銭面・体調面で苦勞をしているのを見て、看護師を目指す。学校とも情報共有しながら、病院奨学金等様々な制度を案内する中、最短で看護師資格が取得できる私立高校看護科に進学した。准看護師資格を取得。今は専科に進学し、正看護師になるべく頑張っている。

23

12. 福岡市

福岡市 子どもの健全育成支援事業（相談支援）

【実施方法】

公益社団法人に委託し実施

【支援体制】

各福祉事務所に「相談支援員」1～2名を配置（市内7事務所）

＊支援員は、社会福祉士資格の有資格者

【支援対象】

未成年の子どもがいる生活保護世帯のうち、子どもの生活習慣や育成環境、教育、就労に関する課題がある世帯

【支援内容】

子どもの健全育成という観点で、世帯が抱える様々な課題に係る相談・支援を行う

- 支援の必要性に応じて家庭訪問、福祉事務所での面談、電話連絡等を実施
- 親子関係や生活習慣等の改善や、学習習慣の定着に係る支援
- 不登校・ひきこもり等の改善に係る支援
- 進路選択、進学・就職に関する支援(奨学金の案内や申込書類の記入サポート、学習支援事業の利用勧奨など) など

【連携先】

- ・行政機関（子育て支援課、児童相談所、発達障がい者支援センター）
- ・学校(スクールソーシャルワーカー)等
- ・社会福祉協議会
- ・障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障がい者サービス事業所
- ・放課後デイサービス など

24

13. 久留米市

久留米市 子どもの学習・生活支援事業

【実施方法】

NPO法人に委託し実施

記載内容は、生活困窮者自立支援法の「子どもの学習・生活支援事業」により実施
令和6年10月以降、「生活保護世帯に対する進路選択支援」については
生保法の「子どもの進路選択支援事業」を活用して実施

【支援体制】

＜アウトリーチ型支援＞福祉事務所に「相談支援員」2名を配置

（＊相談支援員・講師は社会福祉士や教員免許取得者など、児童福祉や子どもの教育の専門知識・経験を有する者）

【支援対象】

＜アウトリーチ型支援＞小学5年から高校3年がいる生活保護世帯及び生活困窮世帯で、子どもの家庭環境や学習環境などに課題があり、ケースワーカーや生活自立支援センターの相談支援員が必要と認める世帯

【支援内容】

世帯の支援の度合いに合わせて家庭訪問(3ヵ月に1回程度・進路検討に重要な夏休みや受験直前期は、訪問頻度を上げて支援)

＜アウトリーチ型支援＞

- 親子の状況確認（進路希望の状況、健康状態等）、進路選択の相談、奨学金等の情報提供を行う。
- 高校生の中途退学の防止及び中退した子ども或いは高校に入学できていない子どもに対して、悩みや将来の希望を受け止め、高校入学への支援や就労支援等の進路相談支援を行う。

【連携先】

生活自立支援センター、子ども食堂、教育機関（教育委員会・学校）、就労支援機関 など

25

14. 熊本県

熊本県 子どもの学習・生活支援事業

【実施方法】

直営

【支援体制】

県福祉事務所3箇所に「子どもの学習支援員」を配置

* 支援員は、教育職員免許を有し、2年以上小学校又は中学校の教職実務経験を有する者等

【支援対象】

子どもがいる生活保護世帯

【支援内容】

県が実施する子どもの学習援助事業（学習塾）等への参加促進、引きこもり等で学習塾参加が困難な子どもに対する家庭訪問による家庭学習支援（学習の習慣づけ等）、生活習慣や家庭環境の立て直し など

【連携先】

- ・子どもの学習・生活支援事業（県委託事業）
- ・地域と協力した学習向上プロジェクト（社会教育課）
- ・ひとり親家庭等学習支援事業（こども家庭福祉課） など